

平成29年12月三種町議会定例会会議録

平成29年12月15日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	大澤和雄	2番	宮田幹保
3番	安藤賢藏	4番	三浦敦
5番	清水欣也	6番	工藤秀明
7番	高橋満	8番	
9番	鈴木一幸	10番	小澤高道
11番	成田光一	12番	加藤彦次郎
13番	後藤栄美子	14番	堺谷直樹
15番	伊藤千作	16番	平賀真
17番	児玉信長	18番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町長	三浦正隆	副町長	高堂弘道
教育長	鎌田義人	総務課長	腰丸豊
企画政策課長	相原信孝	税務課長	岡部衛
町民生活課長	川村義之	福祉課長	加賀谷司
健康推進課長	佐々木里史	農林課長	眞川信一
商工交流観光課長補佐	牧野誠一	建設課長	高橋善浩
上下水道課長	近藤吉弘	琴丘総合支所長	高橋泉
山本総合支所長	山田幸樹	会計課長	櫻庭一則
教育次長	畠山広栄	代表監査委員	門間芳継
農業委員会事務局長	信太清勝		

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	桜庭勇樹	議会事務局長補佐	平澤仁美
議会事務局主査	池内和人		

一、議事日程

平成29年12月13日(水)

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議長の諸報告
日程第4	町長の行政報告
日程第5	議会運営委員長の所管事務調査報告
日程第6	広報広聴常任委員長の所管事務調査報告
日程第7	請願・陳情等(請願第1号~陳情第12号)の上程(委員会付託)
日程第8	議案(報告第10号~議案第100号)の上程 ・提案理由の説明 町長
日程第9	一般質問

平成29年12月14日(木)

日程第9	一般質問
------	------

平成29年12月15日(金)

日程第10	報告第10号	専決処分の報告について(公用車接触事故に係る和解及び損害賠償の額の決定に関する件)
日程第11	議案第82号	三種町秋田県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について
日程第12	議案第83号	三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第84号	三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第85号	三種町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第86号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第87号	三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第88号	三種町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第18	議案第89号	三種町記号式投票に関する条例の廃止について
日程第19	議案第90号	三種町選挙公報の発行に関する条例の一部改正について
日程第20	議案第91号	三種町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部改正について

日程第21	議案第92号	三種町営住宅の設置及び管理に関する条例及び三種町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第22	議案第93号	平成29年度三種町一般会計予算の補正について
日程第23	議案第94号	平成29年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
日程第24	議案第95号	平成29年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について
日程第25	議案第96号	平成29年度三種町公共下水道事業特別会計予算の補正について
日程第26	議案第97号	平成29年度三種町農業集落排水事業特別会計予算の補正について
日程第27	議案第98号	平成29年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
日程第28	議案第99号	平成29年度三種町衛生処理事業特別会計予算の補正について
日程第29	議案第100号	平成29年度三種町水道事業会計予算の補正について
日程第30	発委第2号	三種町議会委員会条例の一部改正について
日程第31	発委第3号	三種町議会会議規則の一部改正について
追加日程第1	請願第1号	米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願
追加日程第2	請願第2号	種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる請願
追加日程第3	陳情第9号	核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての陳情
追加日程第4	陳情第10号	消費税を10パーセントに増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情
追加日程第5	陳情第11号	「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書
追加日程第6	陳情第12号	国民健康保険都道府県化単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書
日程第32	議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	
日程第33	広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査の件	

一、本日の会議に付した事件
日程に同じ

議長 金子芳継は、平成29年12月15日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長（金子芳継）
おはようございます。
これより本日の会議を開きます。
本日の出席議員数は17名であり、定足数に達しております。
議案審議に入る前に、議会運営委員会が開かれましたので、委員長より報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長（宮田幹保）
おはようございます。
本日、議会運営委員会を開催し、議事日程について協議しましたので、その結果についてご報告いたします。
皆様のお手元に配付しております議事日程表第2号のとおり、請願第1号から陳情第12号までを日程に追加することとしましたので、議員各位の慎重かつ円滑な審議をお願い申し上げ、報告といたします。以上。

議長（金子芳継）
ただいまの委員長報告のとおり、請願第1号から陳情第12号、6件の委員会報告・審議処理を日程に追加することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり請願及び陳情6件の審議を日程に追加することに決定いたしました。
日程第10．報告第10号「専決処分の報告について（公用車接触事故に係る和解及び損害賠償の額の決定に関する件）」を議題といたします。
本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
以上で報告第10号を終了します。
日程第11．議案第82号「三種町秋田県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第82号「三種町秋田県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 8 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2. 議案第 8 3 号「三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 8 3 号「三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 8 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3. 議案第 8 4 号「三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 8 4 号「三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 8 4 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4. 議案第 8 5 号「三種町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 8 5 号「三種町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 8 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 5. 議案第 8 6 号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 8 6 号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 8 6 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 6. 議案第 8 7 号「三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第87号「三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。
日程第17. 議案第88号「三種町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第88号「三種町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。
日程第18. 議案第89号「三種町記号式投票に関する条例の廃止について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第89号「三種町記号式投票に関する条例の廃止について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。
日程第19. 議案第90号「三種町選挙公報の発行に関する条例の一部改正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第90号「三種町選挙公報の発行に関する条例の一部改正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。
日程第20. 議案第91号「三種町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第91号「三種町農業委員会の委員の定数等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。
日程第21. 議案第92号「三種町営住宅の設置及び管理に関する条例及

び三種町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第92号「三種町営住宅の設置及び管理に関する条例及び三種町営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第93号「平成29年度三種町一般会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。1番。

1番 (大澤和雄)

議案提案の説明にもありましたけれども、43ページの農地・農業用施設災害復旧支援事業の補助金なんですけれども、議案提案説明で農家個人で復旧するための復旧支援事業費等と書いていますけれども、個人の災害の場合はどういうふうな場合これの該当になるのか教えていただきたいんですけれども。

議長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (眞川信一)

お答えします。

農業用施設災害等であれば、農道とか水路等が施設になって、利用者が何名もいるということなんですけれども、例えば農地の部分が崩れたと、そして所有者が1人しかいないと、そういう場合に助成するものでございます。

議長 (金子芳継)

1番。

1番 (大澤和雄)

この補助率とか、何か規定みたいなものはあるんでしょうか。その都度ということなんでしょうか。

議長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (眞川信一)

内規としまして、工事費の町負担補助を70%にしております。

議長 (金子芳継)

1番。

1番 (大澤和雄)

わかりました。こういう町単独での補助、ということですよ。いずれ今まで個人で農地とかが災害に遭ってもそういうのが、なかなか県や国のがないということで、見た目よりも結構かかる場合があるんですよ、やっぱりね。だから、そういうのを支援してくれるというのは本当に助かるなと思いました。わかりました。終わります。

議長 (金子芳継)

ほかにありませんか。14番。

14番 (堺谷直樹)

商工費、33ページ、時間外勤務手当100万円、これは何人分ぐらいの時間外手当か教えてください。

議長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (腰丸 豊)

お答えいたします。

商工課職員7名分でございます。

議長 (金子芳継)

14番。

14番 (堺谷直樹)

7名で100万円というのかなりな額になると思うんですが、具体的な要因がもしわかったら教えてください。

議長 (金子芳継)

商工観光交流課長補佐。

商工観光 (牧野誠一)

交流課長 時間外手当につきましては、映画のロケのための時間外が大きかったものでございます。

議長 (金子芳継)

14番。

14番 (堺谷直樹)

ちなみに、100万円のうちどれぐらいか、もしわかったら教えてください。

議長 (金子芳継)

若干休憩します。

午前10時19分 休憩

午前10時21分 再開

議長（金子芳継）
会議を再開いたします。
商工観光交流課長補佐。

商工観光（牧野誠一）
交流課長 先ほど時間外手当の内訳ということでございましたけれども、大変申しわけございませんでした。
補佐 映画のロケということでございましたけれども、映画のロケのほかに商工観光交流課ではイベントとか、それにかかわる日常事務の時間外等もござい
ますので、その辺、申しわけございませんでした。

議長（金子芳継）
総務課長。

総務課長（腰丸 豊）
先ほど商工観光交流課の職員何名分とのご質問でしたけれども、商工観光交流課の職員は7名ですけれども、それ以外にほかの課の職員の16名分も含めまして、映画にかかわる時間外手当ですけれども、88万8,000円ほどとなります。以上です。

議長（金子芳継）
14番。

14番（堺谷直樹）
映画のロケの時間外ということなのですが、映画の撮影の実行委員がありましたよね。実行委員以外に職員が88万8,000円時間外をやらなければならぬほど携わったという解釈でよろしいんですか。

議長（金子芳継）
商工観光交流課長補佐。

商工観光（牧野誠一）
交流課長 お答えいたします。
補佐 実行委員につきましては、募集をいたしまして、一定数は集まったわけ
でございますけれども、それ以外のスタッフ、それからエキストラ、そういう
ものが必要となりまして、職員のほうにお願いしているところでございま
す。

議長（金子芳継）
14番。

14番（堺谷直樹）
そうすれば、実行委員に予算づけした550万円は幾らか余ったんじゃない
ですか。どうなんですかね。

議長（金子芳継）
商工観光交流課長補佐。

商工観光（牧野誠一）
交流課長 補助金550万円につきましては、現在、11月に映画の撮影が終了して
補佐 おりまして、この後の精算となる予定でございますので、大変申しわけな
いんですが、まだ精算段階ですので、数字のほうはお出しすることができませ
ん。（「わかりました」の声あり）

議長（金子芳継）
ほかにありませんか。5番。

5番（清水欣也）
今のに関連する質問ですけれども、これはこの予算に持ってこないで、専
決処分を何でしなかったんですか。これこそ専決処分ですべき予算であっ
たんじゃないですかね。それをちょっと。何でここまで、補正まで持ってき
たんでしょうかね。それで、その内訳がこの概要にも載っていないわけ
ですよ。普通だったら、これに載せるはずですよ。だから、あえてここで説明
していないんだ。だから、正直にこのぐらい、550万円かけてやったんだ
けれども、非常に経費がかかったの、補正させてくださいと専決処分をし
たほうがまだすっきりしていたんじゃないですか。だからこういうような質
問が出てくるわけですよ。実際に550万円ですけれども、これを見れば5
50万円じゃなくて650万円かかるということなわけですよ、ロケに。そ
のほか、これ以外にですよ、その既定事務経費から実際にロケのために支
出された経費があるわけでしょう。それは隠れているわけですよ。です
から、本来、このロケに550万円で済まなかったはずなので、全部でどの
ぐらいかかりましたかと議会で要求したらどうなるんでしょうか。だから、は
っきりあれですよ、こういう何だかわからないまやまやにした要求にしない
で、専決処分をするか、もしくはここにばんとかかる経費を上げて、何とか
お願いしますというふうな要求の仕方のほうが、むしろ我々議員の人たちも
すっきりしたんじゃないかと、そういう気がいたします。でないところ
ふうな、ここで時間外勤務手当とどんと100万円を出してきて、この説明
も概要にもないなんてこういう話になると、今のような質問になってくるよ
うな気がいたします。

それで、一番私質問したいと思うのは、このロケでいろんな経済的効果
があるといっぱい並べられて、予算要求をしてきたわけですよ。移住者もふ
えるなんていう話にもなってきたわけ。それで、お聞きしますけれども、
この経済効果、いっぱいあったこれを皆さん総括するときがあるんでしょう
か。この予算要求したときの経済効果、1から何番まで、10番ぐらいまで
あったけれども、それに対して実際にこういう実績がありましたよなんて総
括する場面があるんでしょうか。それをちょっとお聞かせください。

議長（金子芳継）
町長。

町長（三浦正隆）
この映画のロケにつきましては、まだロケが終わったばかりでございま

て、実際封切りされるのは来年というふうには聞いていませんけれども、言われています。実はこういうもののロケの効果というのは封切りされた後に出てくるもので、今の現段階で出てくるのはほんの一部だろうというふうに思っています。「君の名は」とかいろんなものの効果なんていうのが論じられたのも、封切り前に論じられたのではなくて、封切りされた後にいろんな聖地巡礼とか映画のロケ地をめぐるという動きがあって初めて出てくるものでございまして、現在の段階でどうのこうのと言えるものではありません。ですから、いずれそういうものにつきましては町のほうで検証はすると思えますけれども、今の時点で詳細な経済効果云々を申し上げる段階にはないというふうに思っております。

議長（金子芳継）
5番。

5番（清水欣也）
いや、私は今現在で評価を求めているんじゃないなくて、いずれ町長のおっしゃるとおりこれは時間がかかるわけで、その後、そういう総括をするんでしょうかという質問をしたわけでありまして。

議長（金子芳継）
町長。

町長（三浦正隆）
当然お金をかけている以上、大事な税金を使っている以上、こういうものに対して総括をする時期は来るだろうというふうに思っています。（「終わります」の声あり）

議長（金子芳継）
ほかに。2番。

2番（宮田幹保）
土木費の住宅建築費について伺います。
町営住宅の工事費と委託料を合わせて約7,760万円の減額になっているんですけれども、これは3月の当初に予算化されたものを、補助金があるであろうということで計画したんですか。そうすると、非常に見通しが甘いと思うんですが。

議長（金子芳継）
建設課長。

建設課長（高橋善浩）
お答えいたします。
おっしゃるとおり、当初計画、これまで国のほうへ予算要求しておったんですけれども、過年度の経過を見ますと約半分というふうな補助しかついておらない状況です。それで、繰り越した部分を含めまして今回要求しているところでもあります。実際のところ、半分くらいしか補助がなかったわけですが、それによって今回減額というふうなことになっています。見通しが甘かったというか、そういったことではなくて、計画に基づいた要求とい

うふうなことでやっております。

議長（金子芳継）
2番。

2番（宮田幹保）
計画に基づいたって、計画をするために見通しが甘いということ言ってるんですよ。見通しが甘かったんでしょう。入るであろうというもとの計画を立てたと言うんですか。

議長（金子芳継）
建設課長。

建設課長（高橋善浩）
お答えします。
入るであろうと、それも確かにありますけれども、当町の住宅建築に係る計画につきましては県のほうへも提出しておりますし、それに基づいての住宅建築でありますので、多分入ると、これは国からの予算次第で決まってくるわけですが、入るものとして計画したところであります。

議長（金子芳継）
2番。

2番（宮田幹保）
そうすれば、新年度は当初予算でまた住宅建築の予算が上がってくるんですか。

議長（金子芳継）
建設課長。

建設課長（高橋善浩）
当然これまでの残っている部分がありますので、要求してまいります。

議長（金子芳継）
2番。

2番（宮田幹保）
大町、千刈田、各2棟ずつ4棟ですよ。結果的に聞きたいことは、最終的に町営住宅新築はどのぐらい、何年ぐらいかかってどのぐらいという計画は持っているものですか。

議長（金子芳継）
建設課長。

建設課長（高橋善浩）
お答えします。
当初計画ですと、大町、千刈田、それぞれ3戸ずつ、5カ年というふうな計画で15戸の建築を予定しておりましたけれども、国へ要求したところ、初年度は6割くらいで、それぞれ2戸ずつの建築となりました。残った部分をその翌年度以降に繰り延べして要求してきたところでもありますけれども、その要求に対して半分くらいの補助しかつかないというふうな状況になっておりますので、現段階で考えていきますと、もう2年くらいは延びるんじ

ないかなというふうに考えております。

議長（金子芳継）
2番。

2番（宮田幹保）
皆さんご案内のとおり社会事情、あるいは家庭の事情などで、町営住宅というのは非常に人気があるわけですよ。ですから、やっぱりできるだけこれからも新築、増築するような方向で進めてほしい、そう思います。終わります。

議長（金子芳継）
12番。

12番（加藤彦次郎）
21ページです。生活バス路線維持補助金についてでありますけれども、今回324万2,000円が補正されまして、当初予算2,500万何がしと合わせまして2,908万9,000円ということになりました。27年度決算では2,479万8,000円、28年度決算では2,652万4,000円でありましたが、随分ことしはすごい補助する額が上がったと思っております。その要因をまずお聞きいたします。

議長（金子芳継）
企画政策課長。

企画政策課長（相原信孝）
お答えいたします。

バス路線につきましては、議員ご承知のように乗車率が非常に芳しくないわけございまして、路線も少しずつ縮小されてきているという現状がございます。さらには、人件費が上がってきているということと、油代の問題、修理費の問題、さまざまな要因があるわけございまして、そういうふうな単価的な部分でだんだんだんだん経常経費が高騰してきている状況でございます。これらの細かい計算式等については省略しますが、いずれにしても国、県、町の案分がありまして、そこにおいて当然経常経費が高騰してまいりますと、その分の補助金がふえてくるということでございます。以上です。

議長（金子芳継）
12番。

12番（加藤彦次郎）
県の補助金も補正されていますが、一般財源が2,400万円余りつき込まれています。町では、公共交通会議等があると思うんですが、このバスをなくせというわけではないんですが、そろそろこの2,400万円の一般財源があれば違う方法でこれをカバーするということも可能になってくるんじゃないかと思うんですが、公共交通会議の中でそういう議題というのは上がっていないんでしょうか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。
企画政策課長（相原信孝）
お答えします。

公共交通会議におきましては、秋北バス、それからタクシー関係者、利益にかかわる部分の代表も参加してございます。民営のタクシー会社を圧迫するような形で、あるいは秋北バスの経営を圧迫するような形での町独自の町営バスであったりとか町民バスの運行についてはできないことになってございます。これらも含めまして、会議ではよりよい方向を探そうという共通理解のもとでアンケートを実施したところでございます。アンケートの集計につきましては、まだちょっと時間がかかるわけございまして、来年度におきましてはいよいよ具体的に町の将来を見据えてどうあるべきかということをおきましては、議員の皆様のお力もいただきたいというふうに考えてございます。以上です。（「わかりました。終わります」の声あり）

議長（金子芳継）
ほかにありませんか。15番。

15番（伊藤千作）
31ページのナラ枯れ被害、伐倒駆除、これですね。私、過日八峰町へ行く機会があつて、行ったんですけども、まだ紅葉前の時期であつたんですけども、山が物すごい紅葉みたいになっていたんですよ。あれ何なんだと聞いたら、ナラ枯れなんだと。今すごい被害になっているというふうなことでありました。私、一般質問でこれを取り上げようかなと思って、議案書を見たら予算がついておりましたので、大変結構なことだと思いますけれども、これは行政報告では被害木が128本というふうなことが出されておりましたけれども、この被害もこれからまた広がるということが懸念されますし、予防するためには伐倒駆除しかないのか、ほかの方法はないのかどうか、その点はいかがでしょうか。

議長（金子芳継）
農林課長。

農林課長（眞川信一）
お答えします。

ナラ枯れの被害の拡大を阻止するためには、伐倒するしか手段がないかというご質問ですけども、今現在ナラ枯れは、去年は町内で十数本の確認でありました。それが一挙に百何十本という形になっています。ですから、今のところナラ枯れに関する駆除方法としては伐倒駆除しかないというふうに考えております。

議長（金子芳継）
15番。

15番（伊藤千作）
ナラの木というのは、私も初めて聞いてわかったんですけども、シイタ

ケの原木になるようです。ですから、八峰町あたりで聞いたら、非常にそういう業者の方々が困っているというふうなことなども聞きました。ですから、こういう被害が広がらないような対策を早急に、今回は予算がついていまずけれども、それもちよっと大々的にやってもらって、被害対策を十分にさせていただきたいというふうに思っております。この件は終わります。

33ページ、先ほども時間外勤務手当のお話が出ましたけれども、一般質問で隣の平賀さんが取り上げておりましたけれども、あの答弁の中で時間外が100時間を超える、その前後の話がありましたよね。選挙管理委員会の方々だというふうなことがありましたけれど、今非常に過労死問題が、働き過ぎで問題がずっと出されております。ですから、100時間というふうなことになると、本当に過労死ラインを突破していると言っても過言ではないと思うんです。ですから、その対策をやっぱり十分立てて、職員の健康管理、働き過ぎで過労死が出ないような、そういう対策を十分にとっていただきたい。それは平賀さんとのやりとりでありましたので、それです。

私ちよっと関連で聞きますけれども、有給休暇ってあるでしょう、職員の有給休暇。例えば、私よくわからないんだけど、20日間、職員の方々の年休休暇のとり方といいますか、達成率と言っていいのかどうかかわらないけれども、どのような状況になっているのでしょうか。

議長（金子芳継）
総務課長。

総務課長（腰丸 豊）
お答えいたします。

平成28年度の実績で、今ある手元の資料で申しわけないんですけども、取得状況ですけれども、28年度の1月1日から12月31日までの全期間在職した町長部局の一般職員の平均日数としては10.1日となっております。

議長（金子芳継）
15番。

15番（伊藤千作）
ということは、半分の遂行ということになりますけれども、やっぱりきちんとあれですよね、職員の健康あるいはそういう観点から言っても、年休休暇がとりづらいというふうな雰囲気にならないように、町長初めぜひそれを率先してとるようにと推進していかないといけないのではないのかというふうに思うんですけれども、決意のほどを。

議長（金子芳継）
町長。

町長（三浦正隆）
ちよっと誤解のないように申し上げますけれども、年次休暇制度というのは今年度は例えば20日間あるわけですが、取得率が10日であれば、残った10日分は翌年度に持ち越します。ですから、翌年度は30日ということ

になります。ただ、これは計画的に消化していくということが大変大事でありまして、私も前職は結構こういうのに厳しい場所でしたから、そういうのは非常に気になるんですけども、計画的に、計画休と言うんですけども、そういうふうな形で年の最初に割り振って、強制的にとらせるような形をとるべきじゃないかと一度話したこともあります。その部署によってはなかなか、イベントとかが多くてとれないところもありますし、また一方ではちゃんと、繁忙期、閑散期の波はありますけれども、比較的とりやすいところもありますので、なるたけどんどんどんどんとるようにと。それから、5時15分になったら管理職は用がなかったら帰いなさいというように課長会議では話しておりますけれども、そういうふうなアクションを起こして、一言やっぱり声をかけるとか、そういうことが大事だろうというふうに考えています。引き続き職員の健康管理は十分に注意してまいりたいと思っております。

議長（金子芳継）
15番さん、いいですか。（「はい、いいです」の声あり）
では、13番。

13番（後藤栄美子）
歳入のほうの11ページですけれども、ふるさと文化館自動販売機の減額の9万7,000円です。今現在、ふるさと文化館では販売機が取り除かれておりますね。この使用料9万7,000円は、いつからいつまでの使用料ですか。

議長（金子芳継）
教育次長。

教育次長（畠山広栄）
お答えいたします。

今、何月から何月という資料はないんですが、いずれ業者さんが売り上げが少ないということで、業者さんのほうで撤去を望まれてまして、うちのほうはお願いしたんですが、そういうわけで撤去いたしました。

議長（金子芳継）
13番。

13番（後藤栄美子）
私はあそこで観劇とか何かがあるとき、飲食は無理だということで町のほうから撤去されたのかなと思っていたんですけども、売り上げが少ないからと業者のほうで撤去したんですか。（「はい」の声あり）やっぱりジュース等あったほうがいいと思うんですけども、ないとなればやっぱり隠して持っていったりする、同じことだと思ってくれる。わかりました。

議長（金子芳継）
いいですか。（「はい」の声あり）
ほかに質疑ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第93号「平成29年度三種町一般会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。
日程第23．議案第94号「平成29年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」から日程第29．議案第100号「平成29年度三種町水道事業会計予算の補正について」までの7件は、いずれも平成29年度各特別会計等予算の補正に関する件であるため、これを一括して議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、一括して議題とすることに決しました。
本案7件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。17番。

17番（児玉信長）
水道会計の補正予算の資料8です。4ページの町長の議案説明によりますと、資本的支出の中で鶴川地区水道管布設替工事を本年度見送りということでしたので、まず第1点、どうして見送りになったのかということをお伺いしたいと思います。

議長（金子芳継）
上下水道課長。

上下水道課長（近藤吉弘）
お答えいたします。
当初、200メートルぐらいですか、国のほうで実施したいということで予算をつけましたが、国のほうで今年度は実施しないということで連絡がありまして、来年度以降ということになりましたので、減額しております。
中身のほうは、大曲のほうの国道7号線の拡幅の件ですけれども、用地の関係とかで国のほうである程度のまとまった用地確保ができなかったということで、今年度は見送るということで連絡がありましたので、減額しております。

議長（金子芳継）
17番。
17番（児玉信長）
じゃあもう一度詳しく、200メートルのその範囲の地区はどの付近からどの付近と、それから用地買収ができなかったということなんですけれども、どうしてできなかったのか。もちろん計画を上げたわけでございますので、どういうわけでそれができなかったのかという2点をお伺いしたいと思います。

議長（金子芳継）
上下水道課長。

上下水道課長（近藤吉弘）
お答えします。
用地の買収につきましては、国のほうで進めておりますので、当初は予定としましてはコンビニがあるところのY字路付近から南側のほうだということでお話はあったんですが、ただ直接ここからここまでというはっきりした距離は提示されていまして、うちのほうとしましては大体200メートルでこのぐらいかかるということで当初予算をつけました。国のほうでまとまったところが残ってしまったということで、できないということで連絡がありましたので、減額しております。

議長（金子芳継）
17番。
17番（児玉信長）
商店名を出してあれですけども、サークルKのところから南の方向に101号線、それから7号線、どちらのほうに行くわけなんですか。それとも、今工事が盛りの拡幅工事のために十分に工事が進捗していないというふうなことでそういう結果になったんですか。

議長（金子芳継）
上下水道課長。

上下水道課長（近藤吉弘）
済みません、買収のほうが進んでいないということで、工事ができなかったと考えております。
あと、場所的にはサークルKのほうから南側のほうですけども、西側のほうを予定していたと思われまして、はっきりした場所については提示がなくて、うちのほうとしましてはまずそこ付近だということで、予算はつけておりました。

議長（金子芳継）
副町長。

副町長（高堂弘道）
私からちょっと補足で説明させていただきます。
この予定の工事というのは、大曲の一般国道7号線の改築に伴って、国道

の下に埋まっている管を寄せるための工事費だったんですが、今言ったとおり国のほうの用地買収がおくれた関係で本工事にはかかれないということで、今年度は見合わせて来年度にしましょうということで、これが減額になったということでございます。

議長（金子芳継）
17番。

17番（児玉信長）
わかりました。

次に、先ほどから時間外手当のお話がされておりますけれども、この時間外手当、30万円増なんですけれども、この内訳をお願いします。

議長（金子芳継）
上下水道課長。

上下水道（近藤吉弘）

課長 内訳のほうは、ちょっと今手元に資料がありませんけれども、ことし漏水等が多くありまして、前回も鹿渡地区と、あと6月は鯉川のほう、あと9月も下岩川方面で大きな漏水がありましたので、土日とかもかかっておりますので、その部分の時間外が大部分と考えています。

議長（金子芳継）
17番。

17番（児玉信長）

町長の行政報告でもありました例の11月の鹿渡地区の、11月17日の午前6時の、これに対する職員の時間外手当も含まれているわけですか。

議長（金子芳継）
上下水道課長。

上下水道（近藤吉弘）

課長 そのとおりです。

議長（金子芳継）
17番。

17番（児玉信長）

そうしますと、今回850戸に影響して断水が発生しましたということで、私のところも当然断水したわけなんですけれども、いかに断水すると生活のサイクルが狂うかということはもう身にしみて感じるわけなんですけれども、ここで各営業を抱えている、サンバリオでいうと食堂関係を含め、それから鹿渡地区でいろんな商売をしている方々、そして学校関係、こういったところも当然断水で大変な状況下に置かれたのではなかろうかと思っておりますけれども、そういったところの内容をひとつ教えてくださればと、かように思います。断水の状況で、どういうふうにして営業が一時停止したのか、それとも営業が継続されておったのか、それから小中学校、保育関係のほうはどういうふうになったのかもひとつ、わかる範囲内でお教えしたいと思います。

議長（金子芳継）
上下水道課長。

上下水道（近藤吉弘）

課長 鹿渡地区につきましては、営業所等、スーパーとかもありましたが、個別にはどういう状況であったかは調べておりません。ただ、やかたさんとかは水が大分とまりまして、給水車で水を給水させていただいております。あとは、下岩川等で断水になったときは、支所の職員等で小学校のほうは、児童クラブ等には給水袋等で若干の水を持って、職員が届けたりもしております。以上です。

議長（金子芳継）
17番。

17番（児玉信長）

私、11月17日現在の断水したことを聞いているわけですので、副町長はサンバリオの管理者でございますので、サンバリオは当時断水して、営業はなされたんですか。それと、道の駅のトイレ関係はどういうふうになったのか。教育委員会のほうでは、小中学校、それから保育関係のほうは福祉のほうですけども、どういうふうになったのかひとつお教えしたいと思います。

議長（金子芳継）
教育次長。

教育次長（畠山広栄）

学校関係について申し上げます。

学校については、全ての学校に貯水タンクがありますので、影響はありませんでした。

議長（金子芳継）
福祉課長。

福祉課長（加賀谷 司）

琴丘保育園関係につきましては、上下水道課から給水車が出まして、ポリ缶のほうに水をためまして、昼、給食に支障がないように手当てしてもらいました。

議長（金子芳継）
副町長。

副町長（高堂弘道）

サンバリオだけではございませんが、飲食店関係は水がとまった関係で営業ができなかったということで聞いております。（「営業ができなかった。1日休んだの」の声あり）

議長（金子芳継）
17番。

17番（児玉信長）

今るる聞いたわけなんですけれども、夜中の11時30分ごろに給水が開

始されたわけなんですよね。夜中の11時30分ごろに給水なされたんですけども、朝みんな出したらやっぱり水が濁ったりなんかして、大変な状況であったわけなんです。ちょうど13日は検針でございましたので、各利用されているところに水道料金の減免というのが今回もまた各ポストに、皆検針した後に検針者が町からの文書を配付されておったわけなんです。これはたしか6年、7年前にも鹿渡地区で、合併したときに、1年ぐらい前ですか、やはり断水したことがありますして、そのときもやっぱり減免措置をされたわけなんです。今回で2回目なんですけれども、これは過去3カ月平均の使用水量を超えた分についてということになっておりますけれども、これもあれですか、基本としてはやはり過去3カ月の平均の使用水量を超えた分について減免する措置をとるというふうなことでなされていますけれども、これはもう大体水道法における減免措置の仕方なわけですか。条例を見ますと、3カ月というのは書いておりませんでしたけれども、そういうふうな独自に町の水道課のほうでうたった文言なのかなと思ひまして、課長にお聞きしたいんですけれども。

議長（金子芳継）
上下水道課長。

上下水道（近藤吉弘）

課長 濁り水によって、ちょっと水を出してもらおうんですけれども、その水量はなかなかちょっとはかれない状況ですので、まずどうやってはかるかということになりまして、そのような方法をとりました。特に条例とかにはないんですが、このやり方でまず今まで来ている状態です。

議長（金子芳継）
17番。

17番（児玉信長）

今回30万円の見通しをしておりますけれども、上下水道課に職員は6名、課長を除いて5名の方がおりますけれども、課長を除いて水道課のほうに5名ですけれども、これは今回の30万円に対してこの5名の方の要するに手当というふうな形で解釈していいのか、それと下水道課のほうからも応援を求めて、今回下水道課のほうには残業手当はついていないんですよ、下水道特別会計のほうには。残業手当がついていないんですよ。だから、水道課のほうにだけはついてるわけなんですけれども、これは完全に水道課の職員だけが今回のトラブルが起きたときに出勤されたということで解釈していいのかということです。

議長（金子芳継）
上下水道課長。

上下水道（近藤吉弘）

課長 下水道係のほうも出勤しております。予算のほうについては、水道公営企業のほうの会計で支払われております。あとは、琴丘支所等で対応した分とかもありますので、その職員分も何名かの分、出ております。

議長（金子芳継）
17番。

17番（児玉信長）

営業をやめた、サンバリオは公共的な立場ですけれども、そのほかに私の知っているお店も何軒かやはり営業を停止して、1日休業したと。それから、当然各施設、福祉施設、そしてスーパー関係、そういうところにもやはり迷惑はかかったんじゃないかと思うんですけれども、そういった場合に町の対応というのは、ただこの減免措置ではい終わりですというふうな形ではないんでしょうか。やはり出向いて、こういうことで起きましたけれども今後二度とこういうことはないように今後真摯に受けとめながら頑張っていきたいというふうに、そういうふうなことで少し回ったほうがいいのかというふうな、この2点なんですけれども、ただ減免措置でそれを処理していいのかということです。町長、どのようにお考えでしょうか。

議長（金子芳継）
町長。

町長（三浦正隆）

今回の鹿渡地区の850戸の皆様に対しても、大変ご迷惑をおかけしたことをまずもおわび申し上げたいというふうに思っています。また、深夜に開通した後も、翌日、土曜日ですけれども、18日は丸一日ほぼ濁り水で、なかなか使用するにたえなかったと、耐えられなかったというふうなことでございまして、重ねてご迷惑をおかけしたことに對しまして本当に申しわけないというふうに思っています。

それで、減免措置を行いまして、やったわけですけれども、議員のおっしゃる減免措置だけでいいのかということもごもっともでございます。ただ、上下水道課の職員も限りがありまして、なかなかおわびという形でという議員のご質問なんでしょうか、おわびという形でというようなことは、なかなか今この状況的に厳しいなというふうには思っています。いろいろ新聞の媒体だとか、それから町の広報、チラシ等を使いまして、おわび申し上げたいというふうには考えております。

議長（金子芳継）
17番。

17番（児玉信長）

私は町の広報ですぐ、今回の12月号におわびでということを出るかと思ったんですよ。12月号に出なかったんですよ。これはやはりおかしいんじゃないかなと。そうしたら、減免措置だけということなので、私お話ししているわけです。だから、その地区だけの範囲で被害を受けたということで、じゃあそれで処理されたのかと。

最後に1つなんですけれども、総務課長、広報の要するに発行において、12月1日ですけれども、印刷に回す、逆算していつまで各課の締め切りなんですか。

議長（金子芳継）
企画政策課長。
企画政策課長（相原信孝）
課長 答えいたします。
広報の編集におきましては、前月の15日あたりを締め切りといたしております。以上です。

議長（金子芳継）
17番。
17番（児玉信長）
17日あたりが締め切りとなっている。（「15日」の声あり）特別な例としてなった場合、どういうふうにして取り扱いますか。2日の違いですけれども。

議長（金子芳継）
企画政策課長。
企画政策課長（相原信孝）
課長 答えします。
既に紙面をこしらえている関係上、それを差しかえするとなると時間的な配分も限りなく難しくなっております。その分につきましては、防災無線等での対応という形になったかと思っております。以上です。

議長（金子芳継）
17番。
17番（児玉信長）
今後、こういった場合、締め切り日が過ぎたというふうになろうけれども、やはり用紙1枚でも広報の中に挟めて、こういう状況であったということの筆は必要ではなからうかということ十二分に考えてもらいたいと思います。いかがでしょうか。

議長（金子芳継）
上下水道課長。
上下水道課長（近藤吉弘）
課長 大変申しわけありませんでした。今後とも何かうちのほうで断水等ありましたら、すぐに広報等なりでおわびを掲載したいと思っております。

議長（金子芳継）
17番さん、いいですか。（「終わります」の声あり）
ほかに質疑ありませんか。2番。
2番（宮田幹保）
水道事業会計についてちょっと伺います。
損益計算書、それと貸借対照表、非常に難しく、全然わからないんですけども、資料の8ページ、教えてください。長期前受金戻入益ですか、1億2,238万二千何がしと、特別利益の5番の（2）ですね、その他特別利益2,900万円、これはどういう中身なんでしょう。

議長（金子芳継）
上下水道課長。
上下水道課長（近藤吉弘）
課長 済みません、8ページの3の長期前受金戻入益と、あと6番の特別損失の過年度損益修正益ということでしょうか。もう一度お願いします、済みません。

議長（金子芳継）
2番。
2番（宮田幹保）
損益計算書の8ページ、3番の営業外収益の（4）ね、これ1億二千二百万何がしがありますよな。それと、営業利益の中の特別利益、5番の（2）のその他の特別利益、約3,000万円、この内訳を聞きたいんです。どういう内容なのか。

議長（金子芳継）
若干休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時23分 再開

議長（金子芳継）
会議を再開いたします。
上下水道課長。
上下水道課長（近藤吉弘）
課長 3番の営業外収益の長期前受金の戻入益ですけれども、補助金で施設整備をした場合に、翌年度以降に減価償却する分相当分として経理する科目で、26年度からの法改正により会計の処理が変わりまして、その際にできた科目であります。

あと、5番の特別利益につきましては、簡水の償却相当分ということですよ。（「もう一回、5番」の声あり）
簡水の償却相当分ということです。簡易水道の。
以上です。

議長（金子芳継）
2番。
2番（宮田幹保）
減価償却という言葉を使っていたでしょう。建物を10億円で建てた場合は、いわゆる1年目から減価償却していくのでしょうか。（「はい」の声あり）わかりました。
次に、貸借対照表の10ページですね。流動資産のいわゆる未収金、3,000万円。この内訳は。ちょっと説明してください。

議 長 (金子芳継)
上下水道課長。
上下水道 (近藤吉弘)
課長 水道会計のほうは3月31日で締めなければだめだということで、3月分につきましては翌年度の収入となります。あと、使用料等についてはこのお
おむね3,000万円、832万483円ということになります。
議 長 (金子芳継)
副町長。
副町長 (高堂弘道)
私からも重ねて説明を申し上げますが、公営企業会計ですので、これは3
月31日、その時点の状況をあらわしています。それで、3月分というのは
使った分をその後使用者に対して請求するわけですけども、公営企業はあ
くまでも発生主義で、3月に何ぼ出たと言えればそれがもうこれに計上されて
いると。ただ、その料金請求はその後になりますので、次の4月以降に入る
ことになりますので、その分が未収金として計上されているということ
です。
議 長 (金子芳継)
2番。
2番 (宮田幹保)
そうすれば、29年度の分は3,100万円となっているけれども、これ
はやっぱりそういう解釈でよかったですか。
議 長 (金子芳継)
上下水道課長。
上下水道 (近藤吉弘)
課長 そのとおりです。同じです。
議 長 (金子芳継)
2番。
2番 (宮田幹保)
よくわかりませんが、終わります。
議 長 (金子芳継)
ほかにありませんか。はい、どうぞ。
17番 (児玉信長)
全協で、うちら資料3をいただいていたわけですけども、それは今の
今、2番さんが議論している訂正、うちのほうでは訂正もいただいている
んですよ。こっちのほうで訂正していないわけよね。訂正しないで、2番さ
さんが金額を出しているわけなんですけれども、どういうふうに解釈したら
いいんですか、これ。誤りについてでしょう。誤りについて。休憩してくださ
ればありがたいです。
議 長 (金子芳継)
休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午前11時30分 再開

議 長 (金子芳継)
会議を再開いたします。
ほかに質疑ありませんか。
(なしの声あり)
議 長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)
議 長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
それでは、各特別会計等補正予算議案について、順次採決いたします。
初めに、議案第94号「平成29年度三種町国民健康保険事業勘定特別会
計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
議 長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決さ
れました。
議案第95号「平成29年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正に
ついて」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
議 長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決さ
れました。
議案第96号「平成29年度三種町公共下水道事業特別会計予算の補正に
ついて」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
議 長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可決さ
れました。
議案第97号「平成29年度三種町農業集落排水事業特別会計予算の補正
について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

議 長 （ 異議なしの声あり ）
長 （ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 97 号は原案のとおり可決されました。
議案第 98 号「平成 29 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）
議 長 （ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 98 号は原案のとおり可決されました。
議案第 99 号「平成 29 年度三種町衛生処理事業特別会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）
議 長 （ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 99 号は原案のとおり可決されました。
議案第 100 号「平成 29 年度三種町水道事業会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）
議 長 （ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 100 号は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。

日程第 30. 発委第 2 号「三種町議会委員会条例の一部改正について」及び日程第 31. 発委第 3 号「三種町議会会議規則の一部改正について」の 2 件は、議会全員協議会において既に説明・協議済みの件であるため、質疑及び討論を省略し、これを一括して採決したいと思います。これにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、一括して採決することに決しました。
本件 2 件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）
議 長 （ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、発委第 2 号及び発委第 3 号の 2 件は原案のとおり可決されました。

追加日程第 1. 請願第 1 号から追加日程第 6. 陳情第 12 号までを審議いたします。

審議に入る前に、各常任委員会に付託されておりました審議処理結果について、各常任委員長より報告を求めます。

初めに、産業建設常任委員長より報告を求めます。産業建設常任委員長。
産業建設 （ 工藤秀明 ）
常任委員長 本委員会に審査を付託されました請願 2 件につきましては、お手元に配付しました審査報告のとおり審査を実施し、結果を決定いたしました。

請願第 1 号「米の生産費を償う価格下支え制度を求める請願」につきましては、経営を下支えする岩盤対策を行い、国民の食料と地域経済、環境と国土を守ることが必要であることから、採択すべきものと決定いたしました。

請願第 2 号「種子法廃止に伴う万全の対策を求める請願」につきましては、地域の共有財産である種子を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家が特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念され、万全の対策が必要であることから、採択すべきものと決定いたしました。

以上で請願審査の報告を終わります。
議 長 （ 金子芳継 ）
産業建設常任委員長の報告を終わります。
ただいま報告のあった請願第 1 号及び請願第 2 号の 2 件について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）
議 長 （ 金子芳継 ）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
次に、総務常任委員長から報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任 （ 平賀 真 ）
委員長 本委員会に審査を付託されました陳情 2 件につきましては、お手元に配付しました審査報告書のとおり審査を実施し、結果を決定いたしました。

陳情第 9 号「核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての陳情」につきましては、唯一の戦争被爆国である日本政府はこの条約に反対しているが、核兵器を禁止することは世界の趨勢となり、多数の国の共通認識となっていることから、採択すべきものと決定いたしました。

陳情第 10 号「消費税を 10 パーセントに増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情」につきましては、生活費非課税、応能負担というあるべき税制の原則からしても、国民負担をこれ以上増加させない、中小企業や小規模事業者の経営を守り、地域経済を衰退させないという観点からも、10%への増税は中止すべきであることから、採択すべきものと決定いたしました。

以上で陳情審査報告を終わります。
議 長 （ 金子芳継 ）

総務常任委員長の報告を終わります。

ただいま報告のありました陳情第9号及び陳情第10号の2件について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

続いて、教育民生常任委員長より報告を求めます。教育民生常任委員長。

教育民生 (清水欣也)

常任委員長 本委員会に審査を付託されました陳情2件につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり審査を実施し、結果を決定いたしました。

まず、陳情第11号「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書」についてであります。介護保険制度は私たちの日常生活の質にかかわる重要な問題であり、たび重なる制度改正には将来に向けた人生設計に大きな不安を抱かざるを得ない。このことから、同様の趣旨の意見には賛同するものであり、採択すべきものと決定いたしました。

また、陳情第12号「国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書」についてであります。国民健康保険制度は私たちの生活の安定を支える大切な社会保障制度であるが、同時にその保険料は住民にとって負担感の強いものであることから、来年度からの県への移行により住民の負担がさらにふえることのないよう、国民健康保険の安定的な運営を求める陳情の趣旨は理解できるものであることから、採択すべきものと決定いたしました。

以上で審査報告を終わります。

議長 (金子芳継)

教育民生常任委員長の報告を終わります。

ただいま報告のありました陳情第11号及び陳情第12号の2件について、一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で各常任委員会に付託されました請願、陳情等の審議結果報告を終わります。

これより請願第1号から陳情第12号の6件について順次討論及び採決を行います。

初めに、請願第1号について、委員長報告は採択であります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

請願第1号を採決いたします。

請願第1号を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択といたします。

なお、意見書については、請願・陳情文書表の案を参考に提出いたします。

次に、請願第2号について、委員長報告は採択であります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

請願第2号を採決いたします。

請願第2号を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択といたします。

なお、意見書については、請願・陳情文書表の案を参考に提出いたします。

次に、陳情第9号について、委員長報告は採択であります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第9号を採決いたします。

陳情第9号を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第9号は委員長報告のとおり採択といたします。

なお、意見書については、請願・陳情文書表の案を参考に提出いたします。

次に、陳情第10号について、委員長報告は採択であります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第10号を採決いたします。

陳情第10号を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、陳情第10号は委員長報告のとおり採択といたします。
なお、意見書については、請願・陳情文書表の案を参考に提出いたします。
次に、陳情第11号について、委員長報告は採択であります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
陳情第11号を採決いたします。
陳情第11号を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、陳情第11号は委員長報告のとおり採択といたします。
なお、意見書については、請願・陳情文書表の案を参考に提出いたします。
次に、陳情第12号について、委員長報告は採択であります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
陳情第12号を採決いたします。
陳情第12号を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、陳情第12号は委員長報告のとおり採択といたします。
なお、意見書については、請願・陳情文書表の案を参考に提出いたします。
お諮りいたします。
日程第32及び日程第33は、いずれも各委員会の閉会中の継続調査の件であるため、一括して議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、一括して議題とすることに決しまし

た。

議会運営委員会は次の議会の会議日程及び議会運営に関する事項について、広報広聴常任委員会は議会広報を発行及び広聴活動に関する事項について、閉会中でも活動できることに決したいと思っております。これにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会及び広報広聴常任委員会は閉会中でも活動できることに決しました。
以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日の会議を閉じます。
これをもって平成29年12月三種町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午前11時48分 閉会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長

三種町議会議員

三種町議会議員